

新型コロナウイルス感染症クラスター発生に関する店舗名公表について

本日、新たに20代女性の方1名について新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されました。この方につきましては、8月1日（土）に感染が確認された方と同じ店舗（②）で勤務されていることから、同店の店名について店舗同意の上で、下記のとおり公表いたします。7月27日（月）以降に同店舗（②）を利用された方や、利用者との接触の心当たりがある方等につきましては、市の新型コロナ相談外来まで御相談ください。

また、8月1日（土）に陽性が確認された同店の従業員の方につきましては、7月30日（木）に6名の陽性者が確認された美崎町の接待を伴う飲食店（①）を訪れた客であり、当該美崎町の接待を伴う飲食店を中心とした大きなクラスターが形成されつつある可能性があることから、同店（①）の店名についても、併せて公表いたします。

市といたしましては、店名を公表することにより、感染者との接触が疑われる方の早期の相談・受診を促し、また適切な感染予防策を取っていただくこと等が、市内における感染拡大防止にどうしても必要であるものと考え、今般、厚生労働省の通知も踏まえ、店舗に公表について予めお伝えした上で、公表を行うものであります。

【店名】

[従業員・客等10名が感染（8月4日時点）]

①石垣島キャバクラ Aclub（美崎町10-4 テレコビル1階）

（検査対象者）

7/24～29の利用者

[従業員2名が感染（8月4日時点）]

②ShowLounge 舞（美崎町11-1 ビートビル2F）

7/27以降の利用者

なお、本公表は、あくまで店舗を利用された方々や、従業員の方との接触があった方等への注意喚起を促すために行うものですので、お店への問い合わせや従業員等の関係者の方への差別的対応、感染者の特定等は決してなさないよう、またあらぬ風評被害の生じないよう特にSNS上での発信等はなさないようよろしく願いいたします。

令和2年8月4日
石垣市長 中山 義隆

[参考]

○石垣市新型コロナウイルス感染症等対策条例 抄
(市民及び事業者に求められる行動)

第4条 (略)

3 市民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症等の患者及び濃厚接触者並びにその家族、医療従事者その他の新型コロナウイルス感染症等に関連する者に対して、感染していること又は感染しているおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

○新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について(補足)抄
(令和2年7月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

基本方針においては、感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染症をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするため、「不特定多数と接する場所の名称」、「他者に感染させうる行動・接触の有無」等を公表すること等をお示ししているところ、当該公表については次のとおりの取扱いであるので、御了知いただけますようお願いいたします。

- ・当該公表は、場所の名称を公表する場合を含め、関係者の同意を必要とするものではないこと。
なお、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する必要があること。
- ・感染の要因が、業種別で作成されているガイドラインに掲載しているような感染防止策を適切に講じていなかったことと考えられる場合には、不十分だった対応を具体的に公表することで、感染防止策の徹底につなげていくことができること。

○石垣市新型コロナウイルス感染症相談外来

外来予約電話番号

1. 070-5273-7900
2. 070-5273-7901
3. 070-5273-7902
4. 070-5273-7903
5. 070-5273-7904

◎外来受診受付の流れ

9時～12時 予約電話にて午後からの相談予約を受け付けます。看護師、保健師による電話での問診を実施します。

13時～16時 相談外来においてバイタルチェックおよび医師による追加問診を実施します。